

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に関する事務取扱要領の
制定について（通達）

（平成 28 年 6 月 22 日岡生企第 483 号警察本部長例規）

改正 平成 29 年 12 月 4 日岡生企第 755 号 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号
令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号

各部長
首席監察官
総務統括官
各所属長

この度、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に関する事務取扱要領を別添のとおり制定し、平成 28 年 6 月 23 日から施行することとしたので、部下職員の教養を徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に関する事務取扱要領の制定について（通達）（平成 18 年 6 月 21 日岡生環第 123 号例規）は、廃止する。

別添

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に関する事務取扱要領

第 1 総則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和 60 年総理府令第 1 号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年岡山県条例第 33 号。以下「条例」という。）に基づく警察署長（以下「署長」という。）が行う事務は、岡山県公安委員会事務決裁規程（平成 11 年岡山県公安委員会規程第 1 号）及び承認書等の様式に関する規程（昭和 60 年岡山県公安委員会規程第 3 号）に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 風俗営業

1 許可の申請の取扱い

- (1) 署長は、法第 3 条第 1 項の許可の申請を受理した場合は、許可申請書及び添付書類の記載事項の適否、法第 4 条に規定する許可の基準の該当性の有無その他の必要事項を調査しなければならない。
- (2) (1)の調査の結果、次のいずれかに該当するものについては、署長は、風俗営業許可申請等上申（報告）書（様式第 1 号）に当該許可申請書の写しを添え、許可に関する

る意見を付して速やかに警察本部長(以下「本部長」という。)に上申しなければならない。

ア 法第3条第2項の規定により許可に条件を付することを相当と認めるもの

イ 法第4条に規定する許可の基準に該当するもの

ウ その他許可することに疑義のあるもの

(3) 署長は、同時に2以上の営業所に係る許可の申請があった場合において営業所所在地が管轄区域外にあるときは、送付書(様式第2号)に当該許可申請書を添えて、速やかに当該営業所所在地を所轄する署長に送付しなければならない。

(4) (3)により許可申請書の送付を受けた署長は、(1)及び(2)により当該許可の申請を取り扱わなければならない。

(5) 署長は、(1)の調査の結果、支障がないと認めたときは、生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に備える風俗営業許可番号簿(様式第3号)に登録した許可番号を付した許可証を申請者に交付するとともに、風俗営業許可申請等上申(報告)書に当該許可申請書の写しを添えて速やかに本部長に報告し、当該許可申請書を風俗営業許可台帳に編冊しておかななければならない。

(6) 署長は、(2)の上申の結果、許可に条件を付する決定があったときは、許可証の裏面にその条件を記載して交付しなければならない。

2 承認の申請の取扱い

(1) 署長は、次に掲げる申請を受理した場合は、申請書及び添付書類の記載事項の適否を調査し、支障がないと認めたときは、承認書に所定の事項を記載して申請者に交付するとともに、相続承認申請等上申(報告)書(様式第4号)に当該申請書の写しを添えて速やかに本部長に報告しなければならない。

ア 法第7条第1項の規定による相続に係る承認の申請

イ 法第7条の2第1項の規定による法人の合併に係る承認の申請

ウ 法第7条の3第1項の規定による法人の分割に係る承認の申請

エ 法第9条第1項の規定による営業所の構造又は設備の変更の承認の申請

(2) 署長は、法第20条第10項の規定による営業所の構造又は設備の変更の承認に係る申請書を受理した場合は、申請書及び添付書類の記載事項の適否を調査し、支障がないと認めたときは、承認書に所定の事項を記載して申請者に交付するものとする。

(3) (1)の調査の結果、1の(2)のいずれかに該当する場合は、署長は、相続承認申請等上申(報告)書に当該申請書の写しを添え、承認に関する意見を付して速やかに本部長に上申しなければならない。

(4) 署長は、同時に2以上の営業所に係る(1)のアからウまでの申請があった場合において営業所所在地が管轄区域外にあるときは、送付書に当該申請書を添えて、速やかに当該営業所所在地を所轄する署長に送付しなければならない。

(5) (4)により申請書の送付を受けた署長は、(1)及び(3)により、当該承認の申請を取り扱わなければならない。

3 許可証の書換えの申請の取扱い

署長は、次に掲げる申請を受理した場合は、申請書の記載事項の適否を調査し、支障がないと認めるときは、許可証を書き換えて申請者に交付するとともに、当該申請書の写しを速やかに生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)に送付しなければならない。

- (1) 法第7条第5項の規定による相続に係る許可証の書換えの申請
- (2) 法第7条の2第3項の規定による法人の合併に係る許可証の書換えの申請
- (3) 法第7条の3第3項の規定による法人の分割に係る許可証の書換えの申請
- (4) 法第9条第4項の規定による氏名等の変更に係る許可証の書換えの申請

4 変更の届出の取扱い

(1) 署長は、次に掲げる届出を受理した場合は、届出書及び添付書類の記載事項の適否を調査し、支障がないと認めるときは、当該届出書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

ア 法第9条第3項第1号の規定による氏名又は名称及び住所等の許可申請書記載事項の変更の届出

イ 法第9条第3項第2号の規定による営業所の構造又は設備の軽微な変更の届出

ウ 法第9条第5項の規定による特例風俗営業者に係る営業所の構造又は設備の変更の届出

(2) 署長は、法第20条第10項の規定による遊技機の軽微な変更の届出を受理した場合は、届出書及び添付書類の記載事項の適否を調査しなければならない。

(3) 署長は、同時に2以上の営業所に係る次に掲げる事由による(1)の変更の届出を受理した場合において営業所所在地が管轄区域外にあるときは、送付書に当該届出書を添えて、速やかに当該営業所所在地を所轄する署長に送付しなければならない。

ア 営業者の住所の変更

イ 法人の代表者の氏名の変更

ウ 法人の役員の氏名又は住所の変更

(4) (3)により届出書の送付を受けた署長は、(1)により、当該届出を取り扱わなければならない。

5 特例風俗営業者に係る認定の申請の取扱い

(1) 署長は、法第10条の2第2項の規定による特例風俗営業者に係る認定の申請を受理した場合は、認定申請書及び添付書類の記載事項の適否並びに法第10条の2第1項各号の該当性の有無を調査しなければならない。

- (2) (1)の調査の結果、法第10条の2第1項各号のいずれにも該当する場合は、相続承認申請等上申(報告)書に当該認定申請書の写しを添え、認定に関する意見を付して速やかに本部長に上申しなければならない。
- (3) 署長は、同時に2以上の営業所に係る(1)の認定の申請があった場合において営業所所在地が管轄区域外にあるときは、送付書に当該認定申請書を添えて、速やかに当該営業所所在地を所轄する署長に送付しなければならない。
- (4) (3)により認定申請書の送付を受けた署長は、(1)及び(2)により、当該認定の申請を取り扱わなければならない。
- (5) 署長は、(1)の認定申請書及び添付書類の記載事項の適否その他の必要事項を調査した結果、支障がないと認めたときは、生活安全企画課に備える特例風俗営業者認定番号簿(様式第5号)に登録した認定番号を付した認定証を申請者に交付するとともに、相続承認申請等上申(報告)書に当該認定申請書の写しを添えて速やかに本部長に報告し、当該認定申請書を特例風俗営業者認定台帳に編冊しておかなければならない。

6 許可証等の再交付

署長は、法第5条第4項の規定による許可証又は法第10条の2第5項の規定による認定証の再交付の申請を受理した場合は、許可証再交付申請書又は認定証再交付申請書の記載事項の適否を調査し、支障がないと認めたときは、許可番号又は認定番号の下に再交付の表示をした許可証又は認定証を交付するとともに、当該申請書の写しを作成し、生活安全企画課長に送付しなければならない。

7 許可証等の返納の取扱い

- (1) 署長は、法第7条第6項の規定による許可証の返納があったときは、許可証を風俗営業許可台帳の末尾に編冊しておかなければならない。
- (2) 署長は、返納理由書を添えて、次に掲げる許可証又は認定証の返納があったときは、当該返納理由書を許可証又は認定証とともに風俗営業許可台帳又は特例風俗営業者認定台帳の末尾に編冊するとともに、当該返納理由書の写しを速やかに生活安全企画課長に送付しなければならない。

ア 法第10条第1項及び第3項の規定による許可証の返納

イ 法第10条の2第7項及び第9項の規定による認定証の返納

- (3) 署長は、同時に2以上の営業所に係る(2)の許可証又は認定証の返納があった場合において営業所所在地が管轄区域外にあるときは、送付書に当該返納理由書及び許可証又は認定証を添えて、速やかに当該営業所所在地を所轄する署長に送付しなければならない。
- (4) (3)により返納理由書及び許可証又は認定証の送付を受けた署長は、(2)により、当該許可証又は認定証の返納を取り扱わなければならない。

8 遊技機の認定の申請の取扱い

- (1) 署長は、法第 20 条第 2 項の規定による遊技機の認定の申請を受理した場合は、遊技機認定申請上申書(様式第 6 号)に当該認定申請書の写しを添えて速やかに本部長に報告し、当該認定申請書を遊技機認定申請書綴に編冊しなければならない。
- (2) 署長は、同時に 2 以上の営業所に係る認定の申請があった場合において営業所所在地が管轄区域外にあるときは、送付書に当該認定申請書を添えて、速やかに当該営業所所在地を所轄する署長に送付しなければならない。
- (3) (2)により認定申請書の送付を受けた署長は、(1)により、当該認定の申請を取り扱わなければならない。

第 3 性風俗関連特殊営業

1 営業の開始の届出の取扱い

- (1) 署長は、次に掲げる届出を受理したときは、届出書及び添付書類の記載事項の適否その他の必要事項を調査しなければならない。

ア 法第 27 条第 1 項の規定による店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出

イ 法第 31 条の 2 第 1 項の規定による無店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出

ウ 法第 31 条の 7 第 1 項の規定による映像送信型性風俗特殊営業の営業開始の届出

エ 法第 31 条の 12 第 1 項の規定による店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出

オ 法第 31 条の 17 第 1 項の規定による無店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出

- (2) 署長は、(1)の届出書及び添付書類の記載事項の適否その他の必要事項を調査した結果、支障がないと認めたときは、届出に係る営業の種別に応じて、生活安全企画課に備える次に掲げる簿冊に登録した番号を付した各営業に係る届出確認書をそれぞれ届出者に交付するものとする。

ア 店舗型性風俗特殊営業 店舗型性風俗特殊営業届出番号簿(様式第 7 号)

イ 無店舗型性風俗特殊営業 無店舗型性風俗特殊営業届出番号簿(様式第 8 号)

ウ 映像送信型性風俗特殊営業 映像送信型性風俗特殊営業届出番号簿(様式第 9 号)

エ 店舗型電話異性紹介営業 店舗型電話異性紹介営業届出番号簿(様式第 10 号)

オ 無店舗型電話異性紹介営業 無店舗型電話異性紹介営業届出番号簿(様式第 11 号)

- (3) 署長は、(2)の届出確認書を交付後、風俗営業許可申請等上申(報告)書に当該届出書の写しを添えて速やかに本部長に報告するとともに、当該届出書を営業の種別ごとに、次に掲げる台帳に編冊しておかなければならない。

ア 店舗型性風俗特殊営業届出台帳

イ 無店舗型性風俗特殊営業届出台帳

ウ 映像送信型性風俗特殊営業届出台帳

エ 店舗型電話異性紹介営業届出台帳

オ 無店舗型電話異性紹介営業届出台帳

(4) (1)の調査の結果、届出書に係る店舗型性風俗特殊営業の営業所、法第31条の2第1項第7号に規定する無店舗型性風俗特殊営業に係る受付所又は店舗型電話異性紹介営業の営業所(以下「営業所等」という。)が、次に掲げる条件に該当することにより、(2)の届出確認書を交付しない場合は、届出者に対して届出確認書不交付通知書を交付するとともに、当該届出書及び届出確認書不交付通知書を届出確認書不交付通知書綴に編冊しなければならない。

ア 営業所等が法第28条第1項、第31条の3第2項又は第31条の13第1項に規定する営業禁止区域にある場合

イ 営業所等が条例第11条、第14条の2又は第16条に規定する営業禁止地域にある場合

(5) 署長は、同時に2以上の事務所に係る(1)のウの映像送信型性風俗特殊営業の開始の届出があった場合において事務所の所在地が管轄区域外にあるときは、送付書に当該届出書を添えて、速やかに当該事務所所在地を所轄する署長に送付しなければならない。

(6) (5)により届出書の送付を受けた署長は、(1)から(4)までにより当該届出を取り扱わなければならない。

2 営業の廃止及び変更の届出等の取扱い

(1) 署長は、次に掲げる営業の廃止又は変更の届出を受理したときは、届出書及び添付書類の記載事項の適否その他の必要事項を調査しなければならない。

ア 法第27条第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業の営業の廃止又は変更の届出

イ 法第31条の2第2項の規定による無店舗型性風俗特殊営業の営業の廃止又は変更の届出

ウ 法第31条の7第2項の規定による映像送信型性風俗特殊営業の営業の廃止又は変更の届出

エ 法第31条の12第2項の規定による店舗型電話異性紹介営業の営業の廃止又は変更の届出

オ 法第31条の17第2項の規定による無店舗型電話異性紹介営業の営業の廃止又は変更の届出

(2) 署長は、(1)の届出書及び添付書類の記載事項の適否その他の必要事項を調査した結果、支障がないと認めるときは、変更に係る営業の種別に応じて、新たな届出確認書を交付するとともに、当該届出書の写しを速やかに生活安全企画課長に送付しなければならない。

(3) 署長は、同時に2以上の営業所又は事務所に係る店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更の届出があつ

た場合において、営業所又は事務所の所在地が管轄区域外にあるときは、送付書に当該届出書を添えて、速やかに当該営業所又は事務所の所在地を所轄する署長に送付しなければならない。

- (4) (3)により届出書の送付を受けた署長は、(1)及び(2)により、当該届出を取り扱わなければならない。

3 届出確認書の再交付

署長は、次に掲げる営業の届出確認書の再交付申請を受理した場合は、届出確認書再交付申請書の記載事項の適否を調査し、支障がないと認めるときは、届出確認番号の下に再交付の表示をした届出確認書を交付するとともに、当該申請書の写しを速やかに生活安全企画課長に送付しなければならない。

- (1) 規則第 45 条の規定による店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
- (2) 規則第 55 条第 2 項の規定による無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
- (3) 規則第 61 条第 2 項の規定による映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
- (4) 規則第 66 条第 2 項の規定による店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
- (5) 規則第 72 条第 2 項の規定による無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付

4 届出確認書の返納の取扱い

署長は、次に掲げる届出確認書の返納があったときは、当該届出確認書を当該営業届出台帳の末尾に編冊しておかなければならない。

- (1) 規則第 46 条の規定による店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納
- (2) 規則第 55 条第 2 項の規定による無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納
- (3) 規則第 61 条第 2 項の規定による映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の返納
- (4) 規則第 66 条第 2 項の規定による店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納
- (5) 規則第 72 条第 2 項の規定による無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納

5 標章のはり付けの手續

署長は、法第 31 条第 1 項、第 31 条の 5 第 3 項及び第 31 条の 16 第 1 項の規定による標章をはり付けるに当たっては、営業者を立会させなければならない。

6 標章の除去の申請の取扱い

署長は、法第 31 条第 2 項又は第 3 項、第 31 条の 5 第 3 項及び第 31 条の 16 第 2 項又は第 3 項の規定による標章の除去の申請を受理したときは、標章除去申請書及び添付書類の記載事項の適否並びに標章除去の要件の該当性の有無を調査し、標章除去上申書(様式第 12 号)に当該申請書の写しを添えて速やかに本部長に上申しなければならない。

第 4 特定遊興飲食店営業

1 許可の申請の取扱い

- (1) 署長は、法第 31 条の 22 の許可の申請を受理した場合は、許可申請書及び添付書類の記載事項の適否、法第 31 条の 23 において準用する法第 4 条に規定する許可の基準の該当性の有無その他の必要事項を調査しなければならない。
- (2) (1)の調査の結果、次のいずれかに該当するものについては、署長は、風俗営業許可申請等上申(報告)書に当該許可申請書の写しを添え、許可に関する意見を付して速やかに本部長に上申しなければならない。
 - ア 法第 31 条の 23 において準用する法第 3 条第 2 項の規定により許可に条件を付することを相当と認めるもの
 - イ 法第 31 条の 23 において準用する法第 4 条に規定する許可の基準に該当するもの
 - ウ その他許可することに疑義のあるもの
- (3) 署長は、同時に 2 以上の営業所に係る許可の申請があった場合において営業所所在地が管轄区域外にあるときは、送付書に当該許可申請書を添えて、速やかに当該営業所所在地を所轄する署長に送付しなければならない。
- (4) (3)により許可申請書の送付を受けた署長は、(1)及び(2)により当該許可の申請を取り扱わなければならない。
- (5) 署長は、(1)の調査の結果、支障がないと認めたときは、生活安全企画課に備える特定遊興飲食店営業許可番号簿(様式第 13 号)に登録した許可番号を付した許可証を申請者に交付するとともに、風俗営業許可申請等上申(報告)書に当該許可申請書の写しを添えて速やかに本部長に報告し、当該許可申請書を特定遊興飲食店営業許可台帳に編冊しておかなければならない。
- (6) 署長は、(2)の上申の結果、許可に条件を付する決定があったときは、許可証の裏面にその条件を記載して交付しなければならない。

2 承認の申請の取扱い

- (1) 署長は、次に掲げる申請を受理した場合は、申請書及び添付書類の記載事項の適否を調査し、支障がないと認めたときは、承認書に所定の事項を記載して申請者に交付するとともに、相続承認申請等上申(報告)書に当該申請書の写しを添えて速やかに本部長に報告しなければならない。
 - ア 法第 31 条の 23 において準用する法第 7 条第 1 項の規定による相続に係る承認の申請
 - イ 法第 31 条の 23 において準用する法第 7 条の 2 第 1 項の規定による法人の合併に係る承認の申請
 - ウ 法第 31 条の 23 において準用する法第 7 条の 3 第 1 項の規定による法人の分割に係る承認の申請
 - エ 法第 31 条の 23 において準用する法第 9 条第 1 項の規定による営業所の構造又は設備の変更の承認の申請

- (2) (1)の調査の結果、1の(2)のいずれかに該当する場合は、署長は、相続承認申請等上申(報告)書に当該申請書の写しを添え、承認に関する意見を付して速やかに本部長に上申しなければならない。
- (3) 署長は、同時に2以上の営業所に係る(1)のアからウまでの申請があった場合において営業所所在地が管轄区域外にあるときは、送付書に当該申請書を添えて、速やかに当該営業所所在地を所轄する署長に送付しなければならない。
- (4) (3)により申請書の送付を受けた署長は、(1)及び(2)により、当該承認の申請を取り扱わなければならない。

3 許可証の書換えの申請の取扱い

署長は、次に掲げる申請を受理した場合は、申請書の記載事項の適否を調査し、支障がないと認めるときは、許可証を書き換えて申請者に交付するとともに、当該申請書の写しを速やかに生活安全企画課長に送付しなければならない。

- (1) 法第31条の23において準用する法第7条第5項の規定による相続に係る許可証の書換えの申請
- (2) 法第31条の23において準用する法第7条の2第3項の規定による法人の合併に係る許可証の書換えの申請
- (3) 法第31条の23において準用する法第7条の3第3項の規定による法人の分割に係る許可証の書換えの申請
- (4) 法第31条の23において準用する法第9条第4項の規定による氏名等の変更に係る許可証の書換えの申請

4 変更の届出の取扱い

- (1) 署長は、次に掲げる届出を受理した場合は、届出書及び添付書類の記載事項の適否を調査し、支障がないと認めるときは、当該届出書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

ア 法第31条の23において準用する法第9条第3項第1号の規定による氏名又は名称及び住所等の許可申請書記載事項の変更の届出

イ 法第31条の23において準用する法第9条第3項第2号の規定による営業所の構造又は設備の軽微な変更の届出

ウ 法第31条の23において準用する法第9条第5項の規定による特例特定遊興飲食店営業者に係る営業所の構造又は設備の変更の届出

- (2) 署長は、同時に2以上の営業所に係る次に掲げる事由による(1)の変更の届出を受理した場合において営業所所在地が管轄区域外にあるときは、送付書に当該届出書を添えて、速やかに当該営業所所在地を所轄する署長に送付しなければならない。

ア 営業者の住所の変更

イ 法人の代表者の氏名の変更

ウ 法人の役員の氏名又は住所の変更

(3) (2)により届出書の送付を受けた署長は、(1)により、当該届出を取り扱わなければならない。

5 特例特定遊興飲食店営業者に係る認定の申請の取扱い

(1) 署長は、法第 31 条の 23 において準用する法第 10 条の 2 第 2 項の規定による特例特定遊興飲食店営業者に係る認定の申請を受理した場合は、認定申請書及び添付書類の記載事項の適否並びに法第 31 条の 23 において準用する法第 10 条の 2 第 1 項各号の該当性の有無を調査しなければならない。

(2) (1)の調査の結果、法第 31 条の 23 において準用する法第 10 条の 2 第 1 項各号のいずれにも該当する場合は、相続承認申請等上申(報告)書に当該認定申請書の写しを添え、認定に関する意見を付して速やかに本部長に上申しなければならない。

(3) 署長は、同時に 2 以上の営業所に係る(1)の認定の申請があった場合において営業所所在地が管轄区域外にあるときは、送付書に当該認定申請書を添えて、速やかに当該営業所所在地を所轄する署長に送付しなければならない。

(4) (3)により認定申請書の送付を受けた署長は、(1)及び(2)により、当該認定の申請を取り扱わなければならない。

(5) 署長は、(1)の認定申請書及び添付書類の記載事項の適否その他の必要事項を調査した結果、支障がないと認めたときは、生活安全企画課に備える特例特定遊興飲食店営業者認定番号簿(様式第 14 号)に登録した認定番号を付した認定証を申請者に交付するとともに、相続承認申請等上申(報告)書に当該認定申請書の写しを添えて速やかに本部長に報告し、当該認定申請書を特例特定遊興飲食店営業者認定台帳に編冊しておかなければならない。

6 許可証等の再交付

署長は、法第 31 条の 23 において準用する法第 5 条第 4 項の規定による許可証又は法第 31 条の 23 において準用する法第 10 条の 2 第 5 項の規定による認定証の再交付の申請を受理した場合は、許可証再交付申請書又は認定証再交付申請書の記載事項の適否を調査し、支障がないと認めたときは、許可番号又は認定番号の下に再交付の表示をした許可証又は認定証を交付するとともに、当該申請書の写しを作成し、生活安全企画課長に送付しなければならない。

7 許可証等の返納の取扱い

(1) 署長は、法第 31 条の 23 において準用する法第 7 条第 6 項の規定による許可証の返納があったときは、許可証を特定遊興飲食店営業許可台帳の末尾に編冊しておかなければならない。

(2) 署長は、返納理由書を添えて、次に掲げる許可証又は認定証の返納があったときは、当該返納理由書を許可証又は認定証とともに特定遊興飲食店営業許可台帳又は特例特定遊興飲食店営業者認定台帳の末尾に編冊するとともに、当該返納理由書の写しを速やかに生活安全企画課長に送付しなければならない。

ア 法第 31 条の 23 において準用する法第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定による許可証の返納

イ 法第 31 条の 23 において準用する法第 10 条の 2 第 7 項及び第 9 項の規定による認定証の返納

(3) 署長は、同時に 2 以上の営業所に係る(2)の許可証又は認定証の返納があった場合において営業所所在地が管轄区域外にあるときは、送付書に当該返納理由書及び許可証又は認定証を添えて、速やかに当該営業所所在地を所轄する署長に送付しなければならない。

(4) (3)により返納理由書及び許可証又は認定証の送付を受けた署長は、(2)により、当該許可証又は認定証の返納を取り扱わなければならない。

第 5 深夜における酒類提供飲食店営業

1 営業の開始の届出の取扱い

(1) 署長は、法第 33 条第 1 項の規定による営業の開始の届出を受理した場合は、深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書及び添付書類の記載事項の適否を調査し、風俗営業許可申請等上申(報告)書に当該届出書の写しを添えて速やかに本部長に報告するとともに、深夜における酒類提供営業届出台帳に届出書を編冊しなければならない。

(2) (1)の届出書には、各警察署に備える深夜における酒類提供飲食店営業届出番号簿(様式第 15 号)に登録した届出番号を付さなければならない。

2 営業の廃止及び変更の届出の取扱い

(1) 署長は、法第 33 条第 2 項の規定による営業の廃止又は変更の届出を受理した場合は、廃止届出書又は変更届出書及び添付書類の記載事項の適否を調査し、支障がないと認めたときは、当該届出書の写しを速やかに生活安全企画課長に送付しなければならない。

(2) 署長は、同時に 2 以上の営業所に係る(1)の廃止又は次に掲げる事由により変更の申請があった場合において営業所所在地が管轄区域外にあるときは、送付書に当該届出書を添えて、速やかに当該営業所所在地を所轄する署長に送付しなければならない。

ア 営業者の氏名若しくは名称又は住所の変更

イ 法人の代表者の氏名の変更

(3) (2)により届出書の送付を受けた署長は、(1)により、当該届出を取り扱わなければならない。

第 6 雑則

1 手数料の取扱い

署長は、岡山県警察関係手数料徴収条例(平成12年岡山県条例第72号)に定める手数料の徴収を要する申請又は届出については、次の事項に留意の上、処理しなければならない。

- (1) 手数料額が適正に徴収されていることを確認できるものを申請書又は届出書に貼付させること。
- (2) 同時に2以上の営業所又は事務所に係る許可等の申請等があった場合における当該申請等に係る手数料は、当該申請等に係る営業所又は事務所の所在地を管轄する警察署において徴収すること。

2 申請書等の記載事項

署長は、申請書、届出書又は返納理由書を受理したときは、それぞれ受理年月日、受理番号その他所定の事項を記載しなければならない。この場合において、受理番号欄には警察署の生活安全課(生活安全刑事課を含む。)に備える文書受理簿の受理番号を記載するものとする。

3 許可及び届出台帳の取扱い

- (1) 署長は、第2の2から4まで及び6、第3の2、3及び6、第4の2から4まで及び6並びに第5の2による申請又は届出があったときは、風俗営業許可台帳、特例風俗営業業者認定台帳、店舗型性風俗特殊営業届出台帳、無店舗型性風俗特殊営業届出台帳、映像送信型性風俗特殊営業届出台帳、店舗型電話異性紹介営業届出台帳、無店舗型電話異性紹介営業届出台帳、特定遊興飲食店営業許可台帳、特例特定遊興飲食店営業業者認定台帳又は深夜における酒類提供飲食店営業台帳に申請書又は届出書を編冊し、整備しておかななければならない。
- (2) 署長は、第2の7若しくは第4の7による許可証若しくは認定証の返納又は第3の2若しくは第5の2による廃止の届出を受理したときは、(1)の台帳から当該申請書又は届出書並びに返納を受けた許可証又は認定証及び返納理由書を取り外し、営業の種別に応じた削除簿に編冊しなければならない。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、法第20条第10項の規定による変更の承認申請に係る申請書については、当該申請に係る全ての遊技機が撤去された日の翌年1月1日から起算して3年保存するものとする。

4 資料の要求及び立入り

- (1) 法第37条第1項に規定する報告又は資料の提出の要求及び同条第2項に規定する警察職員の立入りは、法の目的の範囲内において必要最小限度で行わなければならない。
- (2) 法第37条第2項に規定する警察職員は、風俗営業担当警察職員、所管区勤務員及び署長が指定した者とする。
- (3) 法第37条第3項に規定する証明書の交付の手續及び管理の方法は、別に定めるところによるものとする。

5 検挙報告

署長は、法若しくは条例の規定に違反した者又は風俗営業等を営む者で当該営業に関して他の風俗に関する法令に違反した者を検挙したときは、別に定める様式により速やかに本部長に報告しなければならない。

6 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
風俗営業許可申請等上申(報告)書	生活安全企画課	長期
送付書	送付を受けた警察署	1年
風俗営業許可番号簿	生活安全企画課	長期
相続承認申請等上申(報告)書	生活安全企画課	長期
特例風俗営業者認定番号簿	生活安全企画課	長期
遊技機認定申請上申書	生活安全企画課	3年
遊技機認定申請書綴	警察署	3年
店舗型性風俗特殊営業届出番号簿	生活安全企画課	長期
無店舗型性風俗特殊営業届出番号簿	生活安全企画課	長期
映像送信型性風俗特殊営業届出番号簿	生活安全企画課	長期
店舗型電話異性紹介営業届出番号簿	生活安全企画課	長期
無店舗型電話異性紹介営業届出番号簿	生活安全企画課	長期
届出確認書不交付通知書綴	警察署	3年
標章除去上申書	生活安全企画課	5年
特定遊興飲食店営業許可番号簿	生活安全企画課	長期
特例特定遊興飲食店営業者認定番号簿	生活安全企画課	長期
深夜における酒類提供飲食店営業届出番号簿	警察署	長期
許可及び届出台帳	警察署	許可証の返納及び廃止の届出があるまで
認定台帳	警察署	許可証の返納の届出があるまで
削除簿	警察署	5年